随意契約の内容の公表

担当部課	市民生活部環境課
契約締結年月日	令和6年9月30日
業務名	ペットボトル売払業務
業務の概要	市が回収するペットボトルを買取り、資源化(水平リサイクル)の上、残さは適正に最終処分する業務
契約金額 (税込)	 (1) 契約単価(税抜) 1 1 0 . 5 円/kg (有償) (2) 売払予定金額(税込)
契約の相手方	豊田通商株式会社 サステナブル合成樹脂部
根拠規定	 地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること) 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。 □第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。 □第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 □第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 □第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 □第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 □第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	令和5年1月30日付けで締結した「ペットボトルの水平 リサイクルに関する協定書」第4条の規定に基づき随意契約 とする。

[※] 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部環境課です。